

資産税

THE PROPERTY NEWS

NEWS

2022
May

5



 京都税理士法人
KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

〒601-8328 京都府京都市南区吉祥院九条町30番地1 江後経営ビル
TEL 075-693-6363 FAX 075-693-6565
URL <https://www.ego-kcc.com>

認知症が心配な方は民事信託を検討しましょう（その2）

認知症になった方の財産管理には民事信託が有効です。
今回は、会社経営者の民事信託の基本的な仕組みについてご説明いたします。

自社株式を家族に預けることもできる

父親が会社の代表取締役であり、大株主であるとしましょう。認知症になると、自社株式を贈与するなど相続対策を行うことができなくなります。そこで、所有する自社株式を後継者と想定される長男に預けるような民事信託を考えます。つまり、家族間で信託契約を締結するのです。

父親は「私の株式を預かって下さい。」、長男は「はい、わかりました。私が預りましょう。」という契約です。その結果、自社株式の所有権は父親から長男に移転します。

この場合、預ける人である父親を「委託者」、預かってくれる人である長男を「受託者」といいます。父親は長男のことを信じて、大切な個人財産である自社株式を託しているのです。

自社株式の所有権移転ですから、株主名簿の書き換えを行い、株主名を長男に変更します。

しかし、信託契約で面白いのは、株式を預かった人が、その株式から生じる配当金や残余財産の分配を得るわけではないということです。

つまり、株式を持っているにもかかわらず、単に預かっているだけで、そこから発生する利益は別の人が受け取るようになります。この権利を「受益権」といい、それを持つ人を「受益者」といいます。

ここでのケースであれば、自社株式の名義は受託者である長男となるにもかかわらず、分配される配当金は長男のものにはなりません。

当然ながら、配当金を受け取る権利を父親として設定することができます。次男や奥様など他の家族に設定しても構いません。

会社が分配する配当金はいったん長男の銀行口座に振り込まれることとなります。受け取った長男は、それを受益者である父親に渡さなければなりません。

民事信託の税務

民事信託の課税関係は、受益者に課税されるケースのみを理解しておけばよいでしょう。

民事信託の税務のポイントは、受託者ではなく受益者に対して課税されることです。受益者は自社株式を所有しているわけではありませんが、自社株式を所有しているものとみなして、配当所得の申告を行います。

ただし、委託者とは別の受益者を設定した場合（他益信託）には、状況が異なります。

この場合、経済価値が受益者に贈与されたとみなされますので、受益者に対して贈与税が課されることとなります。上述した事例では、委託者が父親、受託者が長男でしたが、受益者を父親ではなく母親や次男（長男でも可能）とすると、贈与税の課税が生じます。

また、受益者に変更した場合も同様です。経

済価値が他の受益者へ贈与されたとみなして贈与税が課されることとなります。受益者に相続が発生し、受益権が相続された場合には、相続人に対して相続税が課されます。

少々難しい話になりますが、民事信託の税務は一般的に、自益信託と他益信託に区別します。

自益信託とは、委託者と受益者が同一である信託のことをいいます。この場合、委託者から受託者へ所有権は移転しますが、経済価値の帰属する者は変わりません。したがって、経済価値の移動は発生していませんので、信託を設定しても贈与税が課されることはありません。

上述の事例において父親が自社株式を長男に信託するケースでは、長男が受託者になりますが、受益者を父親とすれば自益信託となります。

信託してからも配当金を父親が受け取るならば、これまで通り父親が配当金を受け取る状態に変化はありません。したがって、父親には贈与税は課されないのです。

一方、上述の事例において、受益者を母親とすれば他益信託となります。

信託した後は配当金を母親が受け取るようになりますので、父親が持っていた配当金を受け取る権利が母親に移転しています。したがって、受益権を受け取った母親には贈与税が課されるのです。

民事信託と相続

経営者の株式に係る民事信託について見てきましたが、最後に、規模の大きな会社の株式について考えましょう。

たとえば、発行済株式100%を父親が所有しており、その株式の相続税評価額が10億円のケースを想定しましょう。後継者である子供に株式100%を集約することが理想ですが、それ

では後継者ではない子供に対して不公平です。

しかし、子供たちに株式を分割してしまえば、将来的に会社の経営権を巡ってトラブルが発生するおそれがあります。例えば、M&Aで売却するときには共有オーナー全員の合意が必要です。一人でも反対する人が出てくると、M&Aによる売却ができなくなってしまいます。

そこで活用したいのが民事信託です。例えば、父親が持つ株式を子供たちで公平に分割するしかないという状況が生じたとしましょう。

そのような場合、後継者を受託者として自社株式を信託し、当初の受益権は父親が保有します（自益信託）。

そして、相続が発生したときに、受益権の割合を子供たちで公平に分けるような信託契約で決めておくのです（遺言代用信託）。

例えば、子供たちが3人であれば、株式を3人に均等に分割するような契約です。

ただし、企業経営については、現経営者の生前に後継者を1人任命し、その人を法人の代表者に就任させるのです。その点についても信託契約に記載しておけばよいでしょう。

そうすれば、分割してしまった自社株式の処分に係る意思決定は、法人の代表者である後継者が単独で行うこととなり、その処分を巡るトラブルの発生を回避することができるのです。



出展：

公認会計士/税理士 岸田康雄著「相続生前対策パーフェクトガイド」
「富裕層のための相続税対策と資産運用」より日本ビズアップが編集

事業承継を支援する経営承継円滑化法とは？

円滑な事業承継を支援するために 経営承継円滑化法が成立しました。

日本経済の基盤となるべき中小企業の事業承継は、雇用の確保や地域経済活力維持の観点からきわめて重要です。しかし、現状は承継について十分な準備をしている中小企業は少なく、中小企業を持つ貴重な技術力やノウハウの散逸も懸念されています。

円滑な事業承継を支援するために、①相続時の遺産分割、②資金需要、③税負担の問題等への総合的な支援策が講じられ、「経営承継円滑化法」が成立しました。

これまで数回の改正を重ねて、税制や金融支援などの優遇措置の充実が図られています。

(1) 遺産分割をスムーズにする民法特例

安定した経営のためには、後継者への株式の集中が必要ですが、後継者以外の遺族には遺留分が存在します。遺留分の放棄が法的に確定しないと、後継者は後で遺留分相当の株式を請求されるリスクがあります。

その解決策として、次の3つの民法特例が制定されました。

①除外合意

(贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外できる)

②固定合意

(贈与株式の評価額を予め固定できる)

③付随合意

(他の財産も遺留分算定基礎財産から除外する特例)

(2) 事業承継時の資金需要を支援する金融制度

先代経営者の死亡や退任により事業承継をする際には、相続などにより分散した株式等や事業用資産の買い取りが必要になったり、これらの資産に係る相続税の納税のため多額の資金が必要になります。

また、経営者の交代により信用状態の低下により、金融機関からの借り入れ条件や取引先との支払い条件が厳しくなるなど、資金繰りが悪化する場合があります。

さらに、親族内での後継者確保が困難となる中、M&A 等により事業を承継するケースが増加しており、その際には先代経営者から株式等を買取るための資金が必要となります。

このような先代経営者の死亡や退任が原因となって、事業活動の継続について支障が生じている中小企業者に対して、金融支援措置を講じることとしています。

(3) 課税の特例

贈与税・相続税の納税猶予

自社株の贈与は多額の贈与税が発生するケースがあり、受贈者が負担しきれない場合があります。

また相続税が多額になってしまいますと、退職金や生命保険金を含む金融財産のみでは納税資金が不足するケースが生じてきます。

それらの問題などを緩和する目的で制定されています。



部長 牧本